

■川北町独自の主な住民サービス・施策(主なもの)

令和7年4月1日現在

事業名	事業開始年月	内 容	
子 育 て	乳幼児・児童・生徒医療給与金事業	平成9年4月～ 就学前 平成11年4月～ 小学校卒業時 平成12年4月～ 中学校卒業時 平成24年4月～ 18歳年度末まで 平成27年10月～ 窓口負担無料化(現物給付)	18歳年度末までの子どもの医療費の自己負担分を町が負担します。
	チャイルドシート助成事業	平成12年4月～	2万円を上限に6歳未満の子ども一人に対し、1台分を補助します。
	出産祝金	平成30年4月～	子どもの出産に対し、祝金を支給します。 第1子5万円 第2子10万円 第3子20万円 第4子以降30万円 (平成29年度までは、出産育児一時金として第2子以降に支給)
	不妊症及び不育症治療費給与金事業	平成12年4月～ 不妊症 平成25年4月～ 不育症追加	不妊症及び不育症の保険適用外の治療費の7割を助成します。(上限70万円/年度)
	児童用自転車ヘルメット購入費助成事業	平成29年4月～	小学生用の自転車ヘルメットの購入に対し、1人1個1,000円を限度に補助する。
	ファミリーサポートセンター利用料助成事業	平成29年4月～(段階的に拡充)	2人以上同時利用の場合、2人目以降の利用料を全額助成する。(ひとり親家庭は1人目も半額助成)
	病児・病後児保育利用料助成事業	平成29年4月～	第2子以降の児童が病児・病後児保育を利用した際の利用料を助成(1回2,000円、所得制限あり)。他市町の病児・病後児保育利用した際、市内料金と市外料金で差がある場合、その差額を助成。
	子ども食堂開催事業費補助金	平成31年4月～	町内で子ども食堂を開催する団体に対し、初期費用や開催費用を補助します。
	子育て短期支援事業	令和5年4月～	児童のショートステイやトワイライトステイに要する経費の一部を支援する。
	子育て世帯訪問支援事業	令和5年4月～	子育て世帯等に対し、訪問支援員(ヘルパー等)が訪問し、家事・育児支援を行う。(経費の支援)
	初回産科受診料助成金	令和5年4月～	妊婦の初回産科受診料を助成します。(上限1万円)
	小中学校給食費の無償化	令和5年8月～	町内小中学校の給食費を無償化します。
福 祉 ・ 健 康	ねたきり老人等介護者福祉手当	昭和61年4月～	65歳以上の寝たきりのお年寄りを介護されている方に月額5万円を支給します。
	短期人間ドック助成事業	平成9年4月～ 人間ドック 平成13年4月～ 脳ドック追加 平成17年12月～ PET検査追加 平成27年4月～ 日帰り人間ドック追加	人間ドック検査、脳ドック検査及びPET検査の検査費用の約9割を助成します。
	配食サービス事業	平成13年4月～	65歳以上の一人暮らしの方または高齢者世帯に対し、配食サービス費用として1日1食あたり500円を町が負担します。
	インフルエンザ予防接種費用助成事業	平成13年12月～ 65歳以上 平成21年9月～ 1歳以上 令和6年9月～ 生後6か月児以上	インフルエンザ予防接種費用を助成します。 生後6か月児～18歳及び65歳以上は全額、19歳～64歳は上限2,000円
	100歳長寿祝い	平成14年4月～	100歳を迎えられた方に祝い金(30万円)を支給します。
	肺炎球菌予防接種費用助成事業	平成21年4月～	肺炎球菌予防接種費用の一部として、自己負担が2,000円となるように助成します。
	高齢者医療費助成事業	平成22年1月～ (令和4年10月診療分～見直し)	75歳以上の高齢者の医療費を町が助成。 1割負担の方は医療適用分の全額、2割負担の方は1/2、3割負担の方は1/3。
	精神障害者 通院・入院医療費の助成	平成24年4月～	通院:全額(自立支援医療の受給者) 入院:1/2(精神保健福祉手帳2級所持者)
タクシー利用助成事業	令和3年4月～	高齢者、障害者等が日常生活において必要な外出に係るタクシー利用料の一部を助成(初乗り運賃)	

事業名		事業開始年月	内容
福祉・健康	町内巡回バスの運行	令和3年4月～	高齢者の日常生活安定のため、各地区と公共施設、買物施設等を巡回するバスを運行。(利用料無料)
	がん患者補整具等購入費助成事業	令和5年4月～	医療用ウイッグ等の補整具の購入費等の一部を助成(1/2、上限2万円)
	健診費用等の無料		町が実施する健康診断やがん検診は、無料で受診することができます。
暮らし	いきいき地域づくり事業	平成3年4月～	住民主体のまちづくりを推進するため、各地区に助成金を交付します。
	生垣設置奨励補助事業	平成5年4月～	町、区道沿いに生垣を設置される方に補助金を支給します。(新たに設置する場合は1mにつき、5,000円以内。既存の塀などを取り壊して設置する場合は1mにつき、8,000円以内。)
	家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業	平成12年4月～ 家庭用生ごみ処理機 平成31年4月～ コンポスト容器追加	家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費の1/2(上限3万円)を補助します。
	既存建築物耐震改修工事費等補助事業	平成22年4月～	既存一般住宅の耐震工事に対して、1戸180万円を上限に補助します。(令和7年度拡充)
	住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業	平成22年4月～ 太陽光発電システム 令和2年4月～ 蓄電池システム追加	住宅用太陽光発電システム…補助額5万円/1kw(上限20万円) 蓄電池システム…補助額10万円/1システム
	住宅リフォーム助成事業	平成24年4月～	工事費50万円以上の住宅リフォーム工事費の一部を助成します。(費用の10%、上限20万円)
	新築住宅取得奨励金	平成30年4月～	戸建て住宅を新築又は購入し、川北町に定住する方に一律50万円を交付します(住宅の建て替えも対象)。
	結婚新生活支援事業費補助金	平成31年4月～	夫婦ともに39歳以下の新婚世帯の住宅取得費用や家賃、引越費用に対して補助します。(上限30万円、世帯所得が500万円未満対象)
	空き家バンク制度	平成29年8月～	空き家等の有効活用を図るため、空き家バンク制度を創設する。
	空き家等解体事業補助金	平成31年4月～	空き家等の解体事業費用の1/2(上限50万円)を補助します。
	空き家改修費等補助金	令和5年4月～	空き家バンクに登録された物件で、50万円以上の改修費用の1/2(上限50万円)を補助します。
	空き家バンク成約奨励金	令和5年4月～	空き家バンクに登録された物件の売買等が成約された場合に、提供者に対して5万円の奨励金を交付します。
	奨学金返還支援事業	令和5年4月～	地域産業に就職した若者に対する奨学金返還の一部を支援します。(5年間) 町内事業所(個人事業含む)は奨学金の額の2/3(上限20万円/年)・町外事業所は1/2(上限10万円/年)
既存建築物耐震補強計画補助金	令和7年4月～	既存一般住宅の耐震補強計画作成費の2/3を補助します。(上限20万円)	
防災・防犯・交通安全	非常持出袋の全戸配布	平成7年7月～	町内全世帯に非常持出袋を配布しています。
	自主防災組織活動育成事業補助金	平成23年4月～	各地区自主防災組織に対し、結成費用や資機材の購入(1/2補助・上限20万円)、訓練費用などを補助します。
	運転免許自主返納支援事業	平成28年4月～	運転免許証を返納された方を支援します。路線バス(ICa)、鉄道(ICOGA)、タクシー乗車券のうち、何れか1万円相当の支援。
	通話録音警告機の無料貸し出し	令和4年12月～	特殊詐欺から高齢者を守るために、通話録音警告機を無料で貸し出し。
	防災用品等購入費補助金	令和7年4月～	非常持出袋の追加購入費(1/2・上限5,000円)及び感震ブレーカーの設置費(1/2・上限1万円)を補助します。

事業名		事業開始年月	内 容
産 業	水田農業構造改革助成事業	昭和53年4月～ 生産調整 平成21年4月～ 水稲防除	米の生産調整に係る町単独助成に加え、水稲防除費用の一部を助成します。
	川北まつり	昭和61年7月～	8月第1土曜日開催する町民総参加のまつり。大かがり火、送り火、虫送り太鼓、かがり火踊り、大花火大会など。
	商工業振興資金利子補給補助事業	平成14年1月～	町内の商工業者が制度資金を借り受ける場合に、利子の一部を補助します。
	中小企業設備投資促進助成事業	平成24年4月～	町内中小企業の設備投資に係る費用の一部を助成します。(利子補給2%、上限60万円)
	特産作物生産基盤整備推進事業費補助金	平成26年4月～	町内にて、高付加価値、高品質な産地の振興を目指す生産者及び営農団体等に対し、事業に係る経費を補助します。(経費の1/3、上限60万円)
	創業・起業地域活性事業費補助金	平成27年4月～	町内で創業、起業する方に対し、費用の1/2(上限50万円)を補助します。
	販路開拓支援事業費奨励金	平成27年4月～	町内中小企業者の販路開拓に向けた取組みに係る費用に対し、奨励金(10万円～30万円)を支給します。
	スマート農業推進事業費補助金	令和6年4月～	スマート農業技術を導入する農業者に対し、対象経費の1/3(上限100万円)を補助します。
	企業人材採用PR動画制作費補助金	令和6年4月～	人材採用のためのPR動画を制作する町内事業者に対し、対象経費の1/2(上限10万円)を補助します。
	ふるさと納税返礼品開発等支援事業費補助金	令和6年4月～	事業者がふるさと納税返礼品の開発・改良等に要した費用の1/2(上限30万円)を補助します。

■公共料金の低廉化

令和7年4月1日現在

公共料金名	事業開始年月	内 容
保育料(月額基準額)	昭和57年4月～ 据え置き 令和元年10月～ 幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上は無料	0歳児20,000円 1,2歳児16,000円 3歳児以上無料 ※18歳以下の児童が3人以上いる世帯は、第3子以降は無料。第2子についても、所得や家族構成等により無料又は軽減あり。 ※川北町立保育所に通う3～5歳児の給食費は町独自で無料。(令和元年10月～)
下水道使用料(一般家庭、月額)	令和5年6月～	基本料金1,100円(10㎡まで)。超過料金1㎡につき77円～110円加算(使用量により異なる)
水道使用料(一般家庭、月額)	令和5年6月～	基本料金550円(10㎡まで)。超過料金1㎡につき66円～85円加算(使用量により異なる)
介護保険料[第1号被保険者(65歳以上)月額基準額]	令和6年4月～	6,200円[県内平均6,213円]